

ここからは、さまざまな人権問題について考えていきましょう。

現在もなお存在する差別 ― 部落差別（同和問題） ―

すべての人間は、生まれながらにして、自由・平等であり、人間らしく生きる権利を持っています。このことは、誰も侵すことができない永久の権利として憲法に定められています。

明治時代になって、江戸時代の身分制度は廃止されました。しかし、生まれた場所や住んでいる場所などの理由で差別が現在も続いています。これを部落差別（同和問題）といいます。だれもが生まれながらに持っている権利が奪われてしまうという大変な問題です。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」
1965（昭和40）年「同和对策審議会答申」から

部落差別の現状

結婚差別

結婚をする際に家柄にこだわる慣習があります。そのような意識が強い場合、被差別部落出身者と結婚すると血縁関係が生じるため、家族や親戚が結婚を反対することがありました。被差別部落出身者と分かれると結婚を許さなかったり、無理矢理、結婚当事者同士を引き離したりすることも行われてきました。そのため、仮に結婚できたとしても、それは親族の祝福がない駆け落ち同然のことも多くありました。また、結婚差別を受け、自ら命を絶つという悲しい事件も起きました。探偵社や興信所に身元調査等を依頼し、被差別部落出身者であるかどうかを確認するという差別的な行為も行われていたのです。

就職差別

採用に際して本籍を調べる慣習は、身元を確認するために明治時代の頃からあったといわれています。しかし、調査結果には偏見や風評が入りやすく、真実がゆがめられることがありました。被差別部落に対する偏見が社会の中に根強く残っていたため、被差別部落出身であるという理由だけで不採用とする理不尽な差別選考が行われ、若者たちの夢を奪ってしまう事件が起きていました。

戦後、人権を尊重することの大切さが社会に浸透し、このような差別選考の問題が指摘されるようになったのですが、人々の中にある差別意識が解消されていなかったため、ひそかに探偵社や興信所に身元調査を依頼する企業が後を絶たなかったのです。

部落地名総鑑事件

戸籍法一部改正（1976（昭和51）年）により身元調査が困難になると予想した業者が全国各地の被差別部落の地名、所在地、戸数等を記載した書籍をひそかに販売。220社をこえる企業が購入していたことが1975（昭和50）年12月の人権週間のさなかに発覚した。

部落差別解消推進法の施行

この法律ができた背景や、部落差別は許されず解消することが重要な課題であることが第一条(目的)、第二条(基本理念)で示されています。その中でも、部落差別の現状を示しているのが次の2点です。



部落差別解消推進法

★現在もお部落差別が存在する

「ない」のではなく「見えにくい」

部落差別の存在を誰よりも実感しているのは、被差別部落出身者です。そのように考えると部落差別の存在について、多くの人の共感を得る最も効果的な方法は、「被差別部落出身者が差別の現状を訴える」ことと考えられます。

しかし、「差別にあったことを友だちに相談したいが、自分が被差別部落出身であることをカミングアウトすることにもなるので、できない」、「親を悲しませるから差別にあったことを言えない」、「自分の経験や思いを伝えたら、後々差別的なうわさになり、自分や家族がさらに差別を受けるかもしれない」などの声があります。部落差別の現状を正しく認識してもらいたいという思いと、当事者として訴えることによって受けるかもしれない新たな差別のリスクを天秤にかけた時、多くの当事者はそのリスクの前に立ちすくんでしまうのです。

厳しい部落差別の現状が、当事者が訴えるという行為をねじ伏せるのです。その結果、多くの人が「部落差別を受けたと聞いたことがない」と捉え、そして、「もう部落差別なんて存在しない」と思い込んでいくのです。部落差別は「ない」のではなく「見えにくい」だけなのです。

部落差別は過去の問題であるというような考え方は誤りであり、現在のわたしたち一人ひとりの問題であることを認識する必要があります。

★情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている

インターネットは、わたしたちの生活を飛躍的に便利にし、欠かせないものとなりました。しかし、インターネットの世界にも部落差別が存在する現状もあります。

「全国部落調査」復刻版出版事件

2016(平成28)年、ある出版社が、全国の被差別部落の所在地などを掲載した「全国部落調査～部落地名総鑑の原典～」なる書籍の出版を予告したり、都道府県別の地名リストをインターネット上に公開したりする差別事件が起こりました。2023(令和5)年6月28日、東京高等裁判所は判決で「人生に与える影響の大きさやネット上を中心に部落差別の事案が増加傾向にあることなどを考えると、被差別部落があったとされる地域の出身だとわかる情報が公表されることは差別されない権利の侵害にあたる」と指摘し、書籍やサイト上で地名などの情報を一切公表しないよう命じ、差別されない権利を認めました。

そして、2024(令和6)年12月に最高裁判所が上告を棄却したことから、差別されない権利を認めた二審東京高等裁判所の判決が確定しました。

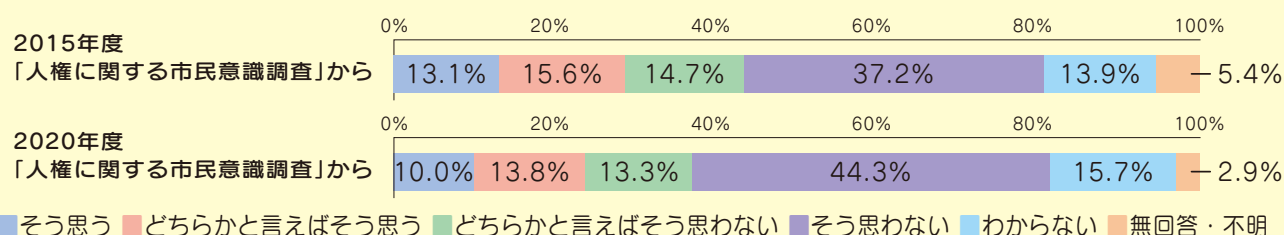


部落差別(同和問題)を温存・助長する考え

「寝た子を起こすな」論 ～「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」って本当?～

同和問題(部落差別)の解決に向けての次の意見について、あなたの考えに近いのはどれですか

そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく



「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」との考え方について「人権に関する市民意識調査」の2015年度実施と2020年度実施の結果を比較すると、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」の回答は5.7ポイント増え、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答は4.9ポイント減っており、いわゆる「寝た子を起こすな」論を肯定する人の割合は減少しています。

しかしながら、23.8%の人が「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」と今もな思っているのです。この「寝た子を起こすな」論の根底には、「何も知らない人に教えたら差別が広がる」「もう部落差別はない」という考え方があります。しかし、部落差別は「ない」のではなく「見えにくい」だけで、現在もなお存在するのです。

部落差別が存在することを前提に、「寝た子を起こすな」論の誤りについて考えなければなりません。

自分の身に置きかえて想像すると ～差別があるのにそっとしておくということは～

現在も差別があり、苦しんでいる人がいます。そっとしておけばいいという考え方は、その人に対して、「耐えなさい」と我慢を強いることになります。それが、どれほどひどいことかは言うまでもないことです。もし、自分のこどもや孫が、「いじめを受けている」と訴えてきたら、わたしたちはどうするでしょうか。「時間が解決するから、そっとしておけばいい」とは答えないはずです。もし自分がこのように助けを求められたら、きっと、いじめをなくすために何かしらの行動を起こすはずです。そっとしてはおけないのです。部落差別についても、同じことです。一分一秒でも早く、部落差別をなくすための行動が必要なのです。

そっとしておいても差別はなくなるしない ～差別を許さない・なくす行動へ～

部落差別の解消を阻んでいる原因のひとつに根強く残る偏見があります。そして、部落差別解消推進法に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と書かれたように、インターネット上には悪意のある情報が流されている現状があります。今後、その偏見を修正し、悪意のある情報をうのみにしないためには、そっとしておくのではなく、部落差別について「正しく知る」ことが欠かせないのです。こどもが「知る」ための出会いは、家庭や学校が大きく担っていると言えます。その出会いのもと、部落差別を許さない人権意識の確立が図られていくのです。

以上のことから考えても「寝た子を起こすな」論は間違っていると言えるのです。

部落差別の歴史 ～解放へのあゆみ～

部落差別をなくすためには
歴史を知ること大切です。

時代		トピックス	キーワード																				
中世	鎌倉	「キヨメ」から「 せんし 賤視」へ	被差別部落の始まりはおおよそ11～12世紀と言われ、中世の被差別民の代表が「河原者」と呼ばれた人々です。																				
	室町	日本文化の創始者	能楽や日本庭園は、伝統文化で、能楽と言えば観阿弥、世阿弥が有名です。また、善阿弥は庭造りの名手でした。これらの人々は河原者の出身ですが、将軍などから保護を受けて活躍しました。また、戦乱の世の中で需要が高まった皮革産業も「かわた」と呼ばれた人々が担いました。																				
	安土桃山	縛られた身分	太閤検地や刀狩などによって定まった身分は、江戸時代になって武士と百姓、町人に大きく分けられ、これらの身分とは別に、えた身分、ひにん身分などがありました。幕府や藩により、住む場所や職業も制限され、服装をはじめ様々な束縛を受けました。																				
近世	江戸	差別の強化	～医学の発展を支えた人々～ おぼま小浜藩(福井県)の医者すぎた げんぼく杉田玄白や中津藩(大分県)の医者前野良沢らは、実際の解剖に立ち会い、オランダ語で書かれた人体解剖書の正確さにおどろきました。また、このとき実際に解剖を行ったのは、当時、百姓や町人とは別に厳しく差別された人々の一人でした。かれらの持つ技術や知識が、医学の発展を支えたのでした。  解剖の様子(想像図)																				
		差別への抵抗	江戸時代の中頃、武士を中心とした仕組みが揺らぐ中、幕府や藩は、村人の離村の制限をしたり、生活を切り詰めさせたりしました。圧政に苦しめられた人々は、差別に屈せず、団結して抵抗しました。杵築藩では、1805年に浅黄半襟掛け拒否逃散一揆が、また1856年には岡山藩で洪染一揆が起こり、差別政策を撤回させました。																				
近代	明治	解放令	1871(明治4)年にいわゆる「解放令」が出ました。政府は、差別をなくすための政策をとらず、実際には職業、結婚、住む場所などに差別が根強く残りました。																				
	大正	「人の世に熱あれ、人間に光あれ」	1922(大正11)年3月3日、京都で全国水平社が結成されました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれ、日本最初の人権宣言と言われる水平社宣言が読み上げられました。																				
現代	昭和	戦後の部落解放運動	部落差別(同和問題)を解消するための法律等 <table><tr><td>1961</td><td>●同和对策審議会設置</td></tr><tr><td>1965</td><td>●同和对策審議会答申</td></tr><tr><td>1969</td><td>●同和对策事業特別措置法</td></tr><tr><td>1982</td><td>●地域改善対策特別措置法</td></tr><tr><td>1987</td><td>●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律</td></tr><tr><td>1996</td><td>●人権擁護施策推進法</td></tr><tr><td>1997</td><td>●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表</td></tr><tr><td>2000</td><td>●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</td></tr><tr><td>2002</td><td>●人権教育・啓発に関する基本計画の策定</td></tr><tr><td>2016</td><td>●部落差別の解消の推進に関する法律</td></tr></table>	1961	●同和对策審議会設置	1965	●同和对策審議会答申	1969	●同和对策事業特別措置法	1982	●地域改善対策特別措置法	1987	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	1996	●人権擁護施策推進法	1997	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表	2000	●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	2002	●人権教育・啓発に関する基本計画の策定	2016	●部落差別の解消の推進に関する法律
		1961		●同和对策審議会設置																			
		1965		●同和对策審議会答申																			
		1969		●同和对策事業特別措置法																			
		1982		●地域改善対策特別措置法																			
1987	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律																						
1996	●人権擁護施策推進法																						
1997	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表																						
2000	●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律																						
2002	●人権教育・啓発に関する基本計画の策定																						
2016	●部落差別の解消の推進に関する法律																						
平成	令和	「同和对策審議会答申」																					
		「部落差別解消推進法」へ																					